

Title	国際関係史から見た日英同盟の終焉：二つの同盟政治の狭間で
Sub Title	The end of the Anglo-Japanese Alliance in international history : between the old and new alliance politics
Author	中谷, 直司(Nakatani, Tadashi)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2023
Jtitle	近代日本研究 (Journal of modern Japanese studies). Vol.39, (2022.) ,p.135- 176
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 日英同盟再考
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20220000-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際関係史から見た日英同盟の終焉

——二つの同盟政治の狭間で——

中谷直司

はじめに

一九二二年一月、アメリカ主催のワシントン会議で、太平洋の現状維持を約束した日米英仏の四国条約が調印され、その中で日本の「外交の骨髄」とまで呼ばれた日英同盟の廃棄が定められた。各国の批准手続きを経て、一九二三年八月に同盟は正式に失効する。

本稿は、一九一九～二一年の日英同盟の存廃をめぐる日米英の国際政治過程を扱った筆者の既発表の研究⁽¹⁾に基づきながら、その後の研究成果を踏まえて、より長い時間軸を設定し、第一次世界大戦を起点とする現代国

際関係史の中で、日英同盟の廃棄がどのような意義を持ったのかを検討することを目的とする。

第一節では、日英同盟の存廃が問題となった時期に、大戦への反省から軍事同盟の正統性が低下した一方で、既存の同盟の価値は上昇するという、相反する国際政治の潮流が存在したことを指摘する。こうした整理を踏まえた上で、第二節では、大戦後の同盟の「冬の時代」にあっても、日英同盟が存続できた可能性が十分にあったと論じる。そうであるのに、日英同盟の存廃が問題となったのは、アメリカからの強い反対圧力のためであった。ただし、それでも日英のうちイギリスだけが、同盟の廃棄に強く抵抗した理由を第三節で説明する。この議論を通じて、イギリスの抵抗の理由も、大戦がもたらした国際政治の変化であったことが明らかになる。その上で第四節では、同盟の廃棄過程でアメリカが果たした役割が、更新への反対以外に二つあったことを指摘する。このため、単なるパワーバランスの問題として日英同盟の終焉は説明できず、中国をめぐる大戦間政治のルールが転換した結果として、同盟の廃棄を捉えるべきであると主張する。「おわりに」では、本稿の議論をまとめるとともに、国際関係史の中の同盟政治の役割を把握するにあたり、日英同盟の終焉がなぜ重要なかを説明する。

一 国際関係史の中の同盟——その価値の相対的な上昇

国際関係史（とくに二〇世紀―現在）をひもとくと、同盟の結成と終焉については、二つのことが言える。

第一に、新しい同盟はなかなか結ばれないということである。結ばれたとしても、戦勝や、そこまでいかなくとも実質的な防衛協力の積み重ねを通じて、その同盟への信頼感が深まるまでは、協力の範囲や条件が厳し

く限定されている場合が少なくない。本稿の主題である日英同盟も、一九〇二年一月に成立した当初は、自動参戦義務を持たない「弱い同盟」であった。⁽²⁾ なぜなら、同盟とは互いの安全保障のために相互に防衛協力を提供する危険なコミットメントだからである。⁽³⁾ とくに「攻守同盟」と呼ばれる「強い同盟」には、自動参戦義務が付きものである。つまり、このような危険な約束をそう簡単に結ぶわけにはいかない。日露戦争の講和条約が調印される直前の一九〇五年八月に、日英同盟が第二回協約によって攻守同盟となった際にも、その適用条件は「両締約国の一方が挑発することなくして」攻撃・侵略を受けた場合と規定された。このように、新たな同盟の結成は、その発動条件の設定も含めて、慎重になされるのである。

第二に、敗戦した場合（例えば第一次大戦終結までのドイツとオーストリア＝ハンガリーの同盟）や、同盟相手が顕在的な直接の脅威となった場合（第二次大戦後の米英・ソの大同盟）を除き、既存の同盟はなかなか捨てられないということである。その理由は、第一の理由の裏返しである。つまり、信頼できる同盟相手を見つけることはかなり困難なのだから、既存の同盟に多少の問題があつたとしても、その維持には相当の価値がある。このため、直接の脅威の消滅や同盟国同士の利害対立にもかかわらず、勝利した同盟であつた日英同盟の廃棄が現在でもしばしば惜しまれるのだろう（対して第四次日露協約や日独伊三国同盟の喪失を惜しむ人はそういない）。

もっとも、対象の範囲を一九世紀以前にまで広げれば、印象はかなり変わる。こうした時代でも、同盟が「危険な約束」であつたことは間違いない。しかし、少なくとも二〇世紀と比較して、大国間の同盟の組み替えは頻繁になされた。ただし、その際には、二〇世紀に入るまでの同盟政治の特殊事情を勘案しておく必要がある。つまり、①比較的狭いヨーロッパ大陸に五〜七程度の大国がひしめき合っており（そして一九世紀に

は、世界政治とヨーロッパの国際政治はほとんど同義だった⁽⁴⁾、かつ②多くの国が君主制であった。②についてももう少し詳しく言えば、一九世紀半ば以降は実質的な政治体制の違い（議会政治の発展のバラツキ）が目立ってくる。とはいえ、とくに二〇世紀後半の大国間関係と比較すると、当時の大同士はよく似ていた（フランス革命／ナポレオン戦争期は革命国家フランスが顕著な例外だが、だからこそ対仏大同盟が成立した）。この二つの理由で、一九世紀までは同盟の組み合わせの自由度は相対的に高く、その裏返しとして既存の同盟の価値も相対的には低かったと言えそうである。

以上に見た古典的な同盟政治の特殊性は、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、徐々に失われていった。たしかに、この時期も国際政治の主役が欧州大国であることに変わりはなかった。しかし、国際政治の舞台は、東アジアやアフリカ、西アジアや中央アジアと地球全体に広がる。その過程で、アメリカや日本という、ヨーロッパ外の大国が関与する場面も増えてくる。さらに、すでに触れたように、英仏（それに米）の議会制民主政の発達で、国内体制のバラツキも広がっていった。

より明確な画期となったのは、二〇世紀の国際政治の展開そのものだった。もっと具体的に言えば、相次いで起こった二度の世界大戦と冷戦である。

まず、一九一四―一八年の第一次大戦の結果、多くの君主国が姿を消す。とくにロシアでは史上初の社会主義革命が起こり、一九二一年にはソ連が成立した。つづく戦間期には、君主制か否かに関わりなく、大恐慌期の形態であるファシズムが定着した。日本も、一九三二―三三年の満洲事変を契機に政党政治が崩壊し、現在の用語を使えば「権威主義国家」としての性格を強めていく。結果的に、こうした政治体制の違いが新たな同

盟の形成軸となり、一九三九―四五年の第二次世界大戦で衝突したのである。

もちろん第二次大戦中には、共通の脅威であるファシズム（ナチズム）に対抗するために、イデオロギーや政治・経済体制の違いを超えて、米英・ソの大同盟が成立している。しかし、大戦後にはこの同盟内の対立が主軸となり、冷戦が発生した。こうして、アメリカを中心とするNATO（北大西洋条約機構）および日米同盟などその他の西側同盟と、ソ連を中心とするワルシャワ条約機構が約四〇年間の長きにわたり、対峙したのである。そして、この冷戦を勝ち残って今に続くNATOや日米同盟は、現在の代表的な同盟となっている。このように整理すると、一九世紀と比較して二〇世紀には、とくに大国間の同盟の組み合わせの自由度は下がり、それだけ既存の同盟の価値は上がったのである。

二 戦間期の同盟——二つの同盟政治の狭間で

(I) 日英同盟の衰退

第一節で素描した同盟の国際関係史を踏まえれば、日英同盟が廃棄されたのは、地政学的な考慮を主軸とする一九世紀型の同盟から、こうした考慮に加えて、イデオロギーや政治体制の異同が大きな意味を持つ二〇世紀型の同盟への「過渡期」においてであった。

もちろん、日英同盟の成立は二〇世紀に入ってからである。しかし、あきらかに一九世紀型の同盟である。

そのことは、西アジア・中央アジアから東アジアにかけての植民地や勢力圏をめぐる英露の角逐と、満洲・朝鮮をめぐる日露の対立が、日英同盟の結成を促したことを考えれば、十分にわかる。もう一つ根拠が必要なら

ば、日英同盟と併行する形で、日露戦争後に互いの満洲（さらに内モンゴル）權益を擁護するために徐々に日露が接近し、ついに事実上の同盟関係に至った経過を見ればよい。よって、同盟形成の過渡期を画す第一次大戦の終結後に日英同盟が廃棄されたのは、そこまで不思議ではない。フランス革命に始まる「長い一九世紀」を提唱したホブズボーム（Eric J. Hobsbawm）が主張するように、その最後を飾る「帝国の時代」が第一次大戦まで続いたのであれば、⁽⁵⁾世界政治の主要手段である軍事同盟の性質も同様だったのである。

しかも、大戦中の二度の革命で、日英同盟の当初の主要敵であるロシア帝国は崩壊した。その後を継承したソ連も、内戦と経済再建の困難で、すぐに大国としての影響力を回復できなかったわけではない。日露戦争後の新たな脅威と言えたドイツ帝国も敗北し、とくに東アジア方面では大国としての影響力を失った。さらに、大戦前から中国（とくにイギリスが勢力範囲とする長江流域）をめぐる日英の経済的な利益の対立も深まっていた。⁽⁶⁾ロシアとドイツの脅威が消えた後、日本の陸海軍（とくに海軍）が最も戦争の可能性を意識するアメリカは、一九一一年の第三回日英同盟協約で事実上適用除外となっていた。

このように、第一次大戦が作り出した国際政治の画期と、古典的な同盟形成の理屈のどちらから考えても、日英同盟の終焉は不自然ではなかったのである。

（2）同盟の「冬の時代」——大国の減少と規範の変化

しかし、第一次大戦後が同盟政治の過渡期であったということは、「次の同盟」の形成が困難な時代にさしかかっていたということでもある。この時代の変化については、当事者よりも、その後の歴史の展開を知る我々の方が一層自覚的である。とくに戦前期の日本外交が、日英同盟の廃棄後に「まともな同盟」を持てず、

ついに破滅的な戦争に突き進んだ事実は、日英同盟の廃棄の是非をめぐる論争が繰り返し現れてくる最たる原因にもなっているだろう。⁽⁷⁾

ただし、当事者も「次の同盟」の形成が困難であることを、別の二つの理由から意識していたと考えられる。一つは、大国の減少である。それは、すでに述べたように同盟で対抗すべき脅威の減少であったと同時に、潜在的な同盟相手の減少でもあった。とくに、ヨーロッパから遠く離れた東アジアに位置する日本にとつて、自国周辺で実効的な防衛協力を期待できる同盟の候補国はそう多くはなかった。しかも、日英同盟は世界一の帝国との同盟である。利害対立が増えてきているとはいえ、日本側の理解ではそれはもっぱら経済的なもので、イギリスを安全保障上の脅威と見なす認識は基本的に存在しなかった。また、同盟協約をはじめとした国際条約の履行においても、イギリスは信頼できる国家だった。たしかに、対米適用除外が日本の陸海軍に与えた心理的ショックもあり、第一次大戦が始まった頃には、軍事協力の「約束」としての日英同盟の空洞化は相当進んでいた。⁽⁸⁾ それでも、以上に見た理由から、日英同盟は積極的に捨てるには「もったいない」同盟だったのである。

「次の同盟」の形成が困難と思われたもう一つの理由は、戦間期の特有の事情である。史上初の総力戦となった第一次大戦の戦禍は、人類社会に衝撃を与えた。このため、その原因が大戦中から探究され、協商国側でドイツの軍国主義と並んで問題視されたのが、大国間の同盟を通じた勢力均衡政策であった。第二次大戦後の国際政治学が「安全保障のディレンマ」と名づけた、大国間の相互不信に基づく軍備と同盟の強化合戦こそが、大戦の原因と見なされたのである。こうした認識をとくに強く持ったのは、アメリカ大統領のウィルソン (Woodrow Wilson) である。そのため彼は、「勢力の均衡」 (Balance of Power) は実際には世界の安定を破壊し

たとして、それに代わる「勢力の共同化」(Community of Power)を目的に、国際連盟の結成を主導したのである。よって、その手段についてもウィルソンは(現在の用語で言えば)集団防衛を集団安全保障で置きかえようとした。

この目的に該当する連盟規約の条項を確認しておこう。まず、戦争に発展しそうな国際紛争が生じた場合には、「戦争に訴え」ずに、仲裁裁判などの国際的な司法判断や連盟理事会の審査といった、平和的な問題解決を最初に試みる義務を加盟国は負っていた。こうして出された判決や連盟理事会の勧告に従っている加盟国に対する戦争も、禁止である(第一二・一三・一五条)。そして、もし以上の規定を無視して戦争に訴えた場合には、その国家は「当然、他のすべての連盟国に対して戦争行為を為したるもの」と見なされ、制裁の対象となる(第一六条)。その上で、加盟国は、もしこれらの条項を含む連盟規約と両立しない「連盟国相互間の義務又は了解」を結んでいるのであれば、自国に関するものを廃棄するべきことを「承認」し、将来にも連盟規約と両立しないあらゆる条約・協定を締結しないと「誓約」していた(第二〇条⁽⁹⁾)。

ただし、同盟結成の権利そのものを否定した条項はない。くわえて、連盟規約と日英同盟協約の関係を日英間で具体的に検討する前に、日英同盟は廃棄されてしまった。このため、連盟の集団安全保障の規定と、自動参戦義務(協同戦闘義務)を定めた日英同盟協約がどこまで矛盾し、その解消にはどのような改定が必要だったのかは明らかではない⁽¹⁰⁾。推測すれば、日英ともに同盟協約よりも連盟規約を優先する改定を検討していたことから、両国が連盟規約に忠実に行動し、それでも連盟の紛争解決の仕組みがすべて失敗に終わった場合のみ、協同戦闘義務(表現を弱めるなら相互援助義務)が生じるとの内容になったかもしれない⁽¹¹⁾。

もつとも、こうした規約を持つ連盟が発足したあとに、既存の同盟の更新はともかく、新規の同盟を一から

結ぶハードルはより高かっただろう。軍事同盟を主要手段とする勢力均衡を克服するために連盟が作られたことは、当時の政治・外交指導者や外交当局者に強く意識されていたからである。実際に、第一次大戦の終結と連盟の発足後に、大国間の同盟形成は困難になった。このことを次節で確認しよう。

(3) 国際連盟下の同盟——一九二〇年代

では、連盟発足後に大国間の同盟形成はどのように展開したのか。ウェストフアリア条約以降の四五〇を上回る「広義の同盟」を網羅した *Gibler, International Military Alliance, 1648-2000* に頼って、確認してみよう。広義のというのは、同書には、タイプⅠの軍事同盟 (Defense Pact) だけでなく (第四次日露協約もこちらに含まれる)、タイプⅡとして中立条約 (Neutrality Pact)、そしてタイプⅢとして協商 (Entente) と、都合三種類の「同盟」が収録されているからである。ただし、たとえばタイプⅡには同盟としても機能しうる不可侵条約と通常はそうはならない仲裁条約が、タイプⅢにも、同盟としての機能を持ったとは言えない大国間協定 (たとえばワシントン会議で調印された四国条約) が一緒に含まれるなど、各タイプの括りもかなり広義である。第一義的な用途が、計量分析のためのデータセットだからだろう。このため、ここでは、国際関係史・外交史における各協定に対する一般的な評価も加味して考える。

以上を踏まえて、まず連盟の権威が保たれていた一九二〇年代を見ると、連盟加盟・非加盟を問わずに大国間で成立した「広義の同盟」は、タイプⅠが二つ、タイプⅡとタイプⅢがそれぞれ一つである。

もつとも、これらのうちタイプⅠの二つは、当時連盟外で孤立していた独ソ間の国交を樹立した一九二三年のラバロ条約と、そのドイツの連盟加盟を実現するために、一九二五年に成立したロカルノ (諸) 条約 (Lo-

carno Treaties) の本体 (詳細は後述) である。そしてタイプⅢは、ワシントン会議で日英同盟を廃棄するために結ばれた四国条約である。つまり、歴史研究では軍事同盟とは見なされない協定ばかりである。

とくにロカルノ条約の本体と四国条約は、条文および実際の機能のされ方から考えて、国際政治学で一般的な同盟の定義からはかなり外れる。同盟の理論研究の第一人者であるウォルトの定義では、同盟とは「国家間の安全保障協力に関する公式・非公式のコミットメント」で、その中心的な機能は、同盟「外のアクターに対抗するために相互に軍事協力を提供する」ことにある⁽¹²⁾。しかし、両条約はそのようなコミットメントではない。仮に対抗すべき潜在的な脅威があったとしても、それはドイツおよび日本であり、調印国に含まれていない。よって、一九二〇年代に連盟に加盟する大国間で、新規の軍事同盟は成立しなかったと言える⁽¹³⁾。

それに対して、ラバロ条約には、ドイツ軍がソビエト領内で軍事訓練を実施できる秘密協定が付属しており、英仏への対抗も当初は意図されていた。このため、ロカルノ・四国条約と比較すると、「安全保障協力のコミットメント」に近い。ただ相互防衛や、そこまでいかなくとも直接的な軍事援助を規定・想定していたわけではない。くわえて、ロカルノ条約の成立でドイツと英仏の関係は大幅に改善される。翌年、独ソは中立条約 (ベルリン条約) を結び (これが先述のタイプⅡ)、ロカルノ条約下でも、ラバロ条約による軍事協力は続いた。しかし、一九三三年のナチス・ドイツの誕生にもなつて廃棄されるまでに、両条約が同盟として機能したと言える場面はない。つまり一九二〇年代には、大国間の典型的な軍事同盟は、新規に成立しなかったのである。

さらに範囲を広げ、大国が中小国 (minor powers) と結んだ「広義の同盟」を確認すると、フランスと北欧・中欧諸国間を中心に、複数の協定が成立している。フランスの他に「ハブ」として目立つのは、周辺国と

複数の「広義の同盟」を結んだイタリヤとソ連である。こうして成立した協定のうち、タイプⅠは六つで、そのうち四つはフランスをハブとする協定である。他の二つは、ソ連の前身であるソビエトロシアがペルシャと一九二一年に、そしてイタリヤがアルバニアと一九二七年に結んだ協定である。

ここでは、ヨーロッパ中心部の安全保障に大きな意味を持ったフランスをハブとする同盟のうち、二つを取り上げよう。具体的には、一九二五年のロカルノ会議で、フランスがチェコスロヴァキアおよびポーランドと結んだ相互援助条約である。⁽¹⁴⁾先ほど触れた、ドイツの連盟加盟を実現するために結ばれた「本体」とともに、ロカルノ（諸）条約を構成した条約の一部である。その条文では日英同盟の「協同戦闘」ほど強い文言は使われていないものの、一方が他方に「ただちに援助・支援を与える」状況が二つ明記された。

一つは、ヴェルサイユ条約による国境線の維持とドイツ西部のラインラントの非武装、そして相互不可侵をドイツとベルギー、フランスが約束し、この内容をイギリスとイタリヤが保障するロカルノ条約の「本体」が破綻し、連盟が規約第一六条に基づく制裁を（ドイツに）実施した場合である。要は、対独制裁の一環としてフランスとチェコスロヴァキア・ポーランド間の相互援助が実施されるのである。もう一つは、こうした制裁を含む連盟の事態取捨策が機能しない状況で、締約国の一方が「挑発によらず」（ドイツの）攻撃を受けたときである。⁽¹⁵⁾先述のように、もし日英同盟が大戦後に更新されていれば、これに近い内容に改定されただろう。もっとも、フランスをハブとするロカルノ条約下の新同盟は、連盟の集団安全保障にとって最たる潜在的な脅威であるドイツが対象だった。一九二〇年のフランス・ベルギー間の安全保障条約も同様である。⁽¹⁶⁾それだけに、正統性も確保しやすかった。しかしどちらの場合でも、フランスが渴望した、大国イギリスの参加は実現しなかった。⁽¹⁷⁾

このように、一九二〇年代に新規に結ばれた大國間同盟の例はない（あったとしても、連盟非加盟国同士のラパロ条約のみ）。さらにいえば、ワシントン会議で日英同盟が廃棄されたことで、大國間の典型的な軍事同盟は一つも存在しなくなった。⁽¹⁸⁾ 他方で、大國と中小國の同盟は五つ成立した（フランス・ポーランド間にはソビエトロシアへの主たる対抗を目的とした一九二一年の協定が別にあるが、同盟関係としては一つと数える⁽¹⁹⁾）。そのうち、ソ連とイタリアの同盟は、周辺國への政治的影響力を確保する手段としての性格が強かった。実際に、大國側の同盟相手國への侵攻でどちらも終焉を迎えている。⁽²⁰⁾ 残りはフランスをハブとする同盟で、力関係はともかく、コミットメントの内容としては対等な同盟関係と言えた。しかし、フランスの本来の希望⁽²¹⁾である大國間同盟への発展は、第二次大戦まで実現しなかったのである。

大國間の同盟形成が再び活発化するのには、連盟の權威が失墜を見る一九三〇年代のとくに後半以後である。⁽²¹⁾ このように、第一次大戦の終結後、大國間の軍事同盟は一〇年以上の「冬の時代」に入ったのである。

ここまで本項で素描した一九二〇年代の國際關係史の展開は、日英同盟の終焉が、國際政治の潮流変化に沿っていたことをやはり裏書きしてくれる。ただし、その廃棄が必然だったとまでは言えない。

第一次大戦を契機とする大國間同盟の終焉は、すでに見たように敗戦による自壊（ドイツを中核とする中央同盟）か、締約國の体制転換（革命）による自然消滅である（英仏露の三国協商と第四次日露協約）。三国協商中の英仏協商に限っては、協定そのものは有効であり続けたと考えられる。しかし、英仏協商はもともと同盟協約ではなく、⁽²²⁾ 兩國が公式に同盟関係となったのは第一次大戦の勃発（とくに協商國側の単独不講和を取り決めた一四年八月のロンドン宣言）によってだろう。⁽²³⁾ よって、「安全保障協力のコミットメント」としての英仏の同盟関係も、大戦の終結と講和の成立で——もう少し長く見ても連盟の設立およびロカルノ条約の締結に

よって——解消されたと考えられる。戦間期のフランスがイギリスとの対独同盟を望みながら、第二次大戦の勃発までそれを得られなかったことも、以上の解釈を十分に裏書きするだろう。⁽²⁴⁾

なお、協商国側はアメリカの参戦で「同盟および連合国」(Allied and Associated Powers)となった。同じく途中参戦した日本などと違い、アメリカはどの協商国とも同盟関係にない連合国 (associated power) との立場だったからである。とはいえ、アメリカを含む協商国の関係は一体性を持つ「安全保障協力のコミットメント」と言えよう。しかし、対独講和条約 (ヴェルサイユ条約) の成立と、(逆説的だが) アメリカの連盟非加盟 (＝同国上院のヴェルサイユ条約の批准承認の否決) や、それにとりまなう米仏および英仏の対独保障条約の頓挫で、こちらも解消したと言えよう。⁽²⁵⁾

それに対して日英同盟は、自動更新を規定する明確な協約を持つ同盟であったため、協同戦闘に従事した戦争の講和がなされても、自然解消しないコミットメントであった。第一次大戦を戦った他の大國間同盟に比べて、終焉のハードルが高かったのである。それは、とりもなおさず、両国に残った「最後の同盟」として、日英同盟が貴重な価値を持ったことを意味する。しかも次節で説明するように、少なくとも同盟協約へのコミットメントという点では、日英どちらも相手の行動履歴に満足していた。よって、もしアメリカが強い反対圧力をかけなければ、日英同盟は連盟規約を優先する改定を施した上で、問題なく存続したであろう。しかも、アメリカの反対圧力が明らかになった後も、同盟はスムーズには終わらなかった。日英のうちイギリスが、同盟の廃棄に強く抵抗したからである。

三 日英の同盟継続論

(1) イギリスのデイレンマ

日英がともに同盟の継続を望んだとはいえ、その熱心さにはかなりの温度差があった。アメリカの反対圧力に強く抵抗したのは、イギリスのみだったからである。その理由は、第一次大戦がもたらした、勢力分布の変化と規範の変化からなる「国際システムの変容」の影響を、日本よりもイギリスがより強く受けたためである。

もちろん、同盟の運営で主導権を握る「リーダー」だったのはイギリスである。このため、一九一一年の対米適用除外を主導したのもイギリスであった。それに対して、「ジュニア・パートナー」である日本は、自らにとつての同盟の価値が一方的に損なわれると承知しながら、受け入れるほかなかった。同盟廃棄の時点でも、大戦で疲弊したとはいえ、イギリスが世界一の植民地帝国である事実に変わりはなく（しかも、旧ドイツ領や旧オスマン領の委任統治で版図は最大に達していた）、政治力、経済力、軍事力のいずれで見ても、日本のそれをはるかに凌駕していた。このため、先行研究でも、同盟の維持に強い未練があったのは日本とされることが、ほとんどであった。しかもこうした評価は、当時のイギリス側の自己評価とも一致している。後で見られるように、同盟の存廃をめぐつては、イギリスの政治指導者と外交当局者（および海軍当局者）で温度差があり、とくにアメリカからの反対が強まるほど、両者の意見対立は深まっていった。しかし「まったく必死になつて〔同盟〕条約の更新を確保しようとしているのは、イギリスではなく日本」「イギリスが日本を必要と

するよりも、日本がイギリスを必要として「いる」との認識で、彼らはおおよそ一致していた。このような傲慢を戒めていたのは、当時の駐日イギリス大使ぐらいである。⁽²⁶⁾

だが、各国家が国際システムの変容から受ける圧力は、国力に従ってつねに決まるわけではない。むしろ守るべき利益の大きさが、圧力を深刻にする場合があるからだ。日英同盟の存廃問題はまさにそうであって、第一次大戦による規範と中でも勢力分布の変化は、もっぱらイギリスにとって困難な方向に作用した。

第一に、ロシア十月革命とドイツの敗北で同盟にとつての共通の脅威が消滅した事実はずでに本稿で確認した。しかし、イギリスには同盟で対処したい深刻な脅威が依然存在した。大戦中の独露仏の退潮に乗じる形で勢力を拡張させた日本である。対華二十一カ条要求などと比べて手段はいくぶん穏当になるかもしれないが、日本の野心的な拡張主義は、大戦後も基本的に変化しないとイギリスは予想していた。

しかし、日本に対抗するために、東アジアで（非公式なコミットメントを含めて）新規の大国間同盟を結ぶ余地はない。なぜなら、敗戦国ドイツと社会主義国家ロシアは対日同盟のパートナーにはなり得ず、戦勝国のフランスも国力から言ってまったく不足だったのである。⁽²⁷⁾同盟までいかずとも勢力均衡による対日抑制も、これほど欧州大国の勢力が衰えては機能しないだろう。よって、イギリスは、日本に対する「瓶のフタ」の効果を期待し、日英同盟の継続を摸索したのである。

第二にイギリス帝国は、中国における各種の権益（大国の中で最大である）、東南アジアの植民地、そしてオセアニアの自治領と、本国から遠く離れた東アジア方面で守るべきものをたくさん持っていた。つまり、日本よりもはるかに大きい帝国であることが、その立場をかえって困難にしていた。

しかも、すでに大戦前からイギリスの主力級の艦隊は東アジアに常駐しておらず、大戦後となると財政的に

もはや不可能であった。対日危機の場合にヨーロッパから派遣するにも、主力艦隊を收容可能なシンガポール海軍基地はまだ工事も始まっておらず、予算確保の目処もついでいない。⁽²⁸⁾この帝国と軍事力の不均衡から言っても、イギリスは日英同盟の廃棄をそう易々と決断できなかった。

だが、第三に、もし国際連盟が十分に機能するのであれば、イギリスも日英同盟の継続にこだわる必要はなかっただろう。何と言っても、連盟の集団安全保障は、同盟による勢力均衡を置きかえるために国際政治に導入されたのである。とくに連盟を通じた世界政治へのアメリカのコミットメントと、それを通じた英米協調は、イギリスがこれまで持ったどの同盟よりも、帝国の安全に貢献するはずである。

しかし、アメリカは国内政治上の問題を解決できず、連盟に参加しなかった。つまり、新しい規範に基づく連盟の設立は、一方ではイギリスが持つ「最後の同盟」の正統性を確実に低下させた。しかし、他方では、アメリカの連盟不参加により、集団安全保障が日英同盟を代替するとは、イギリスには期待できなくなったのである。このため、日本の脅威を間近に感じるオーストラリア首相とニュージールランド首相は、イギリス帝国の首脳中で、最も熱心な同盟継続論者となった。

だが、第四に、アメリカの反対を無視して、同盟の更新を強行することも躊躇された。対米関係が世界でも重要な二国間関係であることには、英政府内でも帝国首脳間でも異論がなかったからである。もともと、当時の英米関係が順調だったわけではない。むしろ最悪と言える状態であった。

まず、大戦中にイギリスがアメリカから借りた巨額の戦債が、英米関係の棘になっていた。参戦が遅れたアメリカによる応分の戦争負担として、イギリスは免除を期待した。しかし、アメリカはまったく譲るそぶりを見せなかったのである。さらに一九一九年に内戦状態となったアイルランドの独立問題をめぐっても、英米関

係は緊張していた。アイルランド系住民を多数抱えるアメリカ社会は、この問題であきらかに反英だった。最後に、大戦終結後も中止されないアメリカ海軍の大建艦計画を、イギリス政府は深刻に憂慮していた。よく知られた二国標準主義（世界第二位と第三位の海軍国と同等以上の海軍力を保持する方針）はすでに事実上放棄されていた。しかし、このままアメリカの建艦が続けば、遠からずイギリス海軍は一国標準主義（最低でも世界一位タイの海軍力を保持する方針）も維持できず、単独二位以下に転落する。それは、世界一の海洋帝国として絶対に容認できない事態だった。

とくに首相のロイド・ジョージ (David Lloyd George) は、閣議や英政府の防衛政策を討議する帝国防衛委員会、自治領および植民地首脳との合議体である帝国会議といった重要な政策決定の場で、アメリカの建艦計画に対する反感を隠さなかった（日英同盟での対抗を仄めかして、閣僚にたしなめられる場面さえあった⁽²⁹⁾）。

だが、これほど多くの対立点を抱えているからこそ、同盟の更新でアメリカとの関係を一層難しくするのは得策でないとの主張も、英政府内や自治領首脳（中でもカナダ首相）には強くあり、そう簡単に無視できるものではなかった。当初は「ゆるやかな同盟」の継続を望んだ英海軍省も、アメリカとの建艦競争を避ける観点から、一九二〇年二月には同盟反対に転じていた。一九一一年の日英同盟協約の改定にもかかわらず、米海軍内を含むアメリカの大海軍主義者が、日英の同盟関係を大建艦計画の正当化に使っていたためである⁽³⁰⁾。

以上に見た、主に勢力分布の変化を原因とする四つの圧力が組み合わさった結果、イギリスは同盟の継続と廃棄をめぐる深刻なディレンマに苦しむ。そうした状態で、ワシントン会議への招請直前まで、英内閣が方針としたのは、協約改定を前提とした同盟の継続である。しかし、海軍問題をはじめとした対米関係との両立に見通しはなかった。かといって、対米関係への配慮から同盟継続に反対するカナダ首相や英内閣内の海軍主

義者（その代表格はチャーチル〔Winston Churchill〕）も、ディレンマ解消の術を持たなかった点は同じである。つまり、日英同盟に代わる帝国防衛の手段をロイド・ジョージやオーストラリア首相から問われれば、答えをはぐらかすか、根拠のない樂觀論を展開するか、英米関係の至高性をともかく強調するかだった。こうして、首相以下の英政府の主要閣僚と自治領の首脳たちは、一九二一年六月二〇日にロンドンで始まった帝国会議で、小田原評定に陥ったのである。

（2）日本の立場

イギリスを苦しめた四つの圧力のうち、とくに最初にあげた英仏露の退潮と日本の勢力の増大は、客観的な変化としては日本にとっても同様である。しかし、国際政治の展開を理解するにあたって重要なのは、国際環境の変化と主要国の国力や利益との相対的な関係である。このため、日本を苦しめるディレンマの源泉とはならなかった。具体的には、以下の通りである。

まず、当然だが、自国の勢力の増大を日本が恐れる必要はない。むしろ自らの力が増えた分、日本にとっての日英同盟の価値は相対的に低下した。その上で、イギリスと共有する脅威であった独露の勢力が著しく退潮したのである。こうして、同盟国日本を脅威と見なすイギリスとは違い、日本には日英同盟で対抗したり封じ込めたりすべき脅威は、同盟相手のイギリスを含めて、東アジアに存在しなくなった。

しかしそれでもアメリカは、日本の脅威ではなかったのか。当時の首相である原敬の方針は、よく知られたように対米協調である⁽³¹⁾。だが、相手との協調を望むことと、安全保障上の少なくとも潜在的な脅威と見なすことは、必ずしも矛盾するわけではない（現在であれば、たとえば、オバマ〔Barack Obama〕政権が終わる頃

までの米中関係や、ウクライナ侵攻までのロシアとEU諸国の関係を思い起こしてもらいたい——協調と併行して対抗する準備をどの程度行ったかには、国によって大きな違いがあるが。なお、当時の英米間にも、日米間ほどではないが、こうした意味での脅威認識はあった⁽³²⁾。その意味では、大戦後の日本にとって、アメリカは少なくとも潜在的な脅威であり、対抗できる同盟があれば、非公式なものでも手に入れたかったであろう。実際に、大戦中に成立した第四次日露協約に、日本はそうした役割を期待したと言われている。しかし、露仏独の退潮は著しく、たとえ彼らと同盟結成が可能だとしても、意味のある対米同盟にはならない。そして日英同盟は、すでに大戦前から対米除外が明確なのである（しかも、それを主導したのはイギリスである）。

こうして、大戦後の日本には、日英同盟で対抗可能な脅威は現実には存在せず、唯一の潜在的な脅威といえたアメリカに対しては、どのような同盟も不可能だった⁽³³⁾。よって、もし日英同盟を廃棄するとしても、代替物について思い悩む必要はない。つまりイギリスとは対照的に、同盟に代わりうる勢力均衡の不在や、アメリカのコミットメントの不安定さに気を揉む必要は、日本には全くなかったのである。

そうは言っても、既存の同盟——しかも世界一の帝国との同盟——はやはり貴重である。このため、連盟成立やアメリカの影響力の増大で、たとえ「形式的」となるにしても、日本は同盟の保持を望んだ。この点は原敬首相から外務省の担当官に至るまで変わらない⁽³⁴⁾。しかし、できれば「実質的な同盟」を日本が確保しようと努力したかといえ、そのような形跡は関連資料の中に見いだせない。たしかに、イギリスの方が資料状況はるかに充実しているという事情もある（とくに当該期に関しては、閣議やそれに類した政策決定レベルの議事録は、イギリス側にしかない）。だが、それを割り引く必要もないほど、原の日記や、外交記録、関係省庁間の会議記録から確認できる日本政府内の政策検討は、同盟が継続するのであれば、それは「形式的」である

ことを前提にしているのである。

その理由には、①一九一一年の対米適用除外で、陸海軍は日英同盟を基本的に計算にいれずに国防方針を策定するようになっており、そもそも軍事同盟としては大戦前から空洞化していたこと、②直前の理由と関連するが、同盟のジュニア・パートナーとして、イギリス側の対米関係の最重視をいわば「自然条件」と諦観していたこと、③日本のとくに内閣・外務省の方針も対米関係の最重視であり、日米関係を悪化させてまで、すでに弱体化している同盟（しかも、万一のとときの対米戦争には使えない同盟）を再強化する動機を持たなかったことである。そして、これらの判断をほとんど迷いのないものとしていたのは、日英同盟で対抗すべき脅威も対抗できる脅威もなくなった、日本の安全保障環境である。

（3）日英それぞれの同盟への「信頼」

日英同盟の存廃に関して、日英が国際システムから受けた圧力の違いは、それぞれの同盟更新論のトーンの違いに明瞭に見てとることができる。

まず、勢力分布が自国にとって大幅に改善した日本は、勢力均衡から集団安全保障への国際規範の変化をあまり抵抗なく受け入れ、それに沿う形で同盟更新を検討することができた。

もちろん、いくつかの先行研究が強調するように、日本の帝国主義外交の基軸であった大英帝国との「盟約」に対する感傷的な評価（sentimental value）、あるいはその精神的な価値（moral value）への信頼は残っていた——とくに日露戦争前後をよく知る指導者層はそうである⁽³⁵⁾。

より若い世代に属す外務省の実務担当者はそこまで熱心ではなかった。しかし、そうした価値があることは

認めていた。彼らの考えでも「西締約国に取り、進んで同盟の廃棄を考慮」する理由は見あたらなかった。まず日英間には政治的な利害対立が少ない。さらに「Anglo-Saxon dominionの時代」にあつて、アメリカとともにその一翼を担うイギリスとの同盟は、唯一の非西洋大国である日本がつねに気にかねばならない、人種問題の緩和にも効果を發揮するだろう。⁽³⁶⁾

もつとも、こうした精神的な効果を主に期待するならば、従来型の同盟である必要はない。むしろ、日英同盟が継続されるなら、「仮想敵国を目標とし」た旧来型の同盟の精神を上書きして、「平和時代に処するの根本義に」基づくべきであった。⁽³⁷⁾ 外務省の担当官たちは、国際政治における同盟の意義が過渡期にあることを認識した上で、新たな国際規範に適合する形で日英同盟を残そうとしたのである。

それに対してイギリスは、新たな国際規範の失敗に備えて、旧来型の同盟を保持しようとした。ヨーロッパではともかく、東アジアで連盟を中心とする新秩序がもし失敗し、日本が野心的な拡張政策に乗り出せば、イギリス帝国のみでは対処が困難と判断したのである。日英の利害対立は主に経済的なもので政治的なものではないとの日本側の認識を、イギリス側は共有していなかったのである。だからこそイギリスは、同盟廃棄による日本との関係悪化を避け、むしろ同盟を通じて日本の行動に影響力を行使し続けようとした。

それでもイギリスは、日本の一九一五年の対華二十一カ条要求や一九一八年の西原借款、あるいはパリ講和会議での山東権益の無条件譲渡要求を防げなかったではないか。むしろ同盟に反対するアメリカ（そして日本の拡張策の対象となった中国）側の認識としては、イギリス帝国との同盟という後ろ盾があつたからこそ、日本はこれほどの侵略的な政策を実施できたのである。しかし、イギリス側の評価は違つた。日英同盟を通じたイギリスの影響力行使があつたからこそ、日本の拡張政策はあの程度ですんだのである。

実際に、以上の評価のギャップのために、一九二一年七月初めに英中間で論争になっている。駐英中国公使から「イギリスが日英同盟の拘束から解放され、東洋における公平な裁定者になる」ように望むと、同盟の廃棄を事実上求められた英外相のカーゾン (George Curzon) は、「もしイギリスの調停がなければ、日本が中国(38) に行使した圧力がはるかに厳しいものになっていた事例を、いくつも指摘できる」と強く反論したのである。

実はこのとき、すでにイギリスの方針は、主にアメリカ外交の変化を理由に、自治領首脳の同意の下、日英の三国協定で日英同盟を代替する方向に変化していた(経緯は次節で説明する)。この方針を円満に実現するために、イギリスは日米にくわえて中国も招待して、太平洋会議をロンドンで開催しようとしていた。このときのカーゾンと中国公使との会談は、正式の招待に先立ち、中国側に参加を打診するためであった。ただし、協議が失敗に終わる可能性もあり、その場合は日英同盟を保持する必要がある。このためカーゾンは、「関係国が合意できる解決策を導き出すのが会議の目的」のような曖昧な説明を、中国公使にしたと思われる。(39) よって、日英同盟は日本に対する「瓶のフタ」として機能するとのイギリス政府の判断に変更はなく、それを否定されれば、英外相として反論せざるを得なかったのである。

以上に見たイギリスの主張には、すでに指摘した同盟のリーダーとしての自信過剰に加えて、中国への自己弁護も含まれていただろう。それとともに、日英同盟に「瓶のフタ」の効果がなくなれば、イギリスはその東アジア政策に保険が皆無と認めねばならない。いくら大英帝国とはいえ、それほどのリアリズムは持てず、日英同盟の効果を「信頼」する他なかったのである。

同時に、大戦中の日本の中国政策はともかく、同盟協約への日本の忠実さには、イギリス側は基本的に満足していた。とくに大戦中の日本の軍事協力に関しては、「義務を超える負担まで」行ったと高い評価を与えて

いる（一九二〇年二月の外務省の覚書）。「義務を超える負担」とは、対潜水艦戦に協力するために、同盟協約の適用対象外であった地中海や喜望峰沖に、日本が駆逐艦隊を派遣した事実をとくに指しているのだらう。⁽⁴⁰⁾

たしかに日本は、主戦場であるヨーロッパ戦線に陸上戦力を派遣しなかった。そして、日英同盟に関して人口に膾炙した「歴史の if」が言うように、もし日本軍がヨーロッパの地上戦に加わっていたら、同盟の廃棄はイギリスにとって一層困難になったに違いない。しかし、同盟協約（しかもイギリスの都合で対米適用除外となっている）の本来の義務と、大戦後の東アジアの勢力分布、そしてアメリカの不安定な国際関与を考慮すれば、同盟国としての日本は、十分に「信頼に足る友人」であった。中国政策や海軍政策、あるいは大西洋地域の英米関係だけでなく、こうした個別の重要問題の相互関係を包括的に見る癖を身につけていた、イギリス外交の指導者はとくにそう判断した。日露戦争期に首相を、大戦半ばから講和会議期にかけては外相を務めたバルフォア（Arthur Balfour）の帝国会議での以下の発言は、その見事な要約である。

イギリス艦隊が集合し、補給や修繕を受けるシンガポール基地が完成するまでは、我々は極東で、相対的に言うとお互に不利な立場に置かれることになる。そしてこのことが、他の考慮をすべて脇に置いて、日本との同盟関係を継続し、極東では日本と共同行動をとり続けるべきだと進言する理由なのです。（中略）
 どうですか、みなさん、「同盟更新を支持する」カーゾン外相の説明も聞いたのですから、同盟を更新しなかった場合、どのようなことが起こると考えられるかは、もうおわかりでしょう。（中略）もはや我々は日本の助力に頼れなくなる。日本の行動を抑制し、あるいは穏当なものにするための手段も失われる。
 いやそれどころか、もっと悪いことに、信頼に足る友人を恐ろしい敵にしてしまうかもしれない。⁽⁴¹⁾

なお、このときの帝国首脳間の論点は、わずか半月後の七月一三日に一〇年の満期を迎える日英同盟の自動失効を認めるかどうかであった。よってバルフォアの発言は、無条件での同盟更新を支持したものではない。むしろ彼は、ワシントン会議の四国条約につながる、日米英の三国協定案の発案者——少なくとも帝国会議への最初の提案者——であった。⁽⁴²⁾ 連盟に参加しないことが確定したアメリカとの協調がどこまで可能かわからぬうちに、貴重な日英同盟を捨てるなどもつてのほかだと、バルフォアはカナダ首相らに説いたのである。

このことも踏まえて、引用したバルフォアの発言を見ればわかるように、どのような状況でも、イギリスにとって日本が「信頼に足る友人」だったわけではない。しかし、大戦直後の時期にイギリスが置かれていた状況では、日本をそう呼ぶべきだったのである。それに対して日本の同盟への信頼感は、国際政治の状況に強制されたものではなかった。このため、たしかに日本の同盟評価は、イギリスのそれと比較してセンチメンタルである。しかし同様の理由で日本は、イギリスのようなディレンマに苦しまず、アメリカからの反対圧力に必死に抵抗する必要もなかったのである。

四 アメリカの役割——ただ反対だけでなく

(1) イギリスにとつての転機——アメリカの国際関与の回復

日英同盟の存廃をめぐるイギリスのディレンマを作り出したのがアメリカなら、そこからイギリスを解放したのもアメリカであった。前節で少し触れたように、当初はロイド・ジョージ内閣が掲げる同盟更新方針（ただし期限は五年間で、その間に英米了解の達成を期待した）をめぐる始まった一九二一年夏の帝国会議の論

点が、三国協定案に関する日米との協議の前に、同盟の自動失効を認めるか否かに変化したのも、アメリカ外交の新たな動きを受けたからである。詳しい経緯は既発表の筆者の研究で明らかにしている。⁽⁴³⁾ その要点だけを記すと、以下の通りである。

まず、帝国会議の開幕におそらく合わせて、アメリカのヒューズ (Evans C. Hughes) 国務長官は、これまでもより明確に同盟への反対を駐米イギリス大使に伝えた。それと同時に、イギリス大使が日英同盟の代替案としてアメリカ側の感触を尋ねた、日米英の三国協定案に前向きな姿勢を示したのである。⁽⁴⁴⁾

この報告がロンドンに届いた後、帝国会議における英内閣の方針は以下のように変化する。つまり、同盟更新を帝国会議で政策決定した上で、アメリカ（および中国）の了解を得る案から、三国協定案に関する日米英（および中国との）協議を最初に行つて、少なくともその成否を見るまでは日英同盟を自動継続する（そのように条文の法解釈を変える）案に、首相と外相は帝国会議の論点を自然とスライドさせたのである。⁽⁴⁵⁾ 前節の最後で見たバルフォアの発言も、こうした論点変化が起きた後のものであった。

こうした英内閣の方針変化にとって決定的であったヒューズの言動は、一層明確となった同盟への反対ではなく、三国協定案への前向きな姿勢であった。日英同盟を失つても、東アジアでイギリス帝国の利益と領土を守れると安心できる代替案が浮上してきたからである。しかも、その代替案は日米英を含む三国協定であるため、うまくいけば日本の「感情を傷つけずに」イギリス外交を苦しめた同盟問題に決着をつけられるかもしれない。なかつた。

こうして、三国協定およびそれに付随した太平洋問題（とくに日米間の対立点である中国問題）を話し合うための太平洋会議を開催する方針を帝国会議は採択し、七月の初めに日米中に打診したのである。それから数

日後には、海軍軍縮問題を協議するための国際会議の打診がワシントンからロンドンに届く。イギリスは、このアメリカ提案を大歓迎した。ロンドンの太平洋会議で日英同盟をめぐる英米間の政治的対立を解消した上で、つづくワシントンでの海軍会議に臨めば、イギリスに勝ち目がない英米間の建艦競争にも終止符を打てる。と踏んだからである。

しかし、その後の展開はイギリスが期待したほどスムーズではなかった。日英同盟問題に先に決着をつけたイギリスと、太平洋問題・海軍問題の両方を自国主催のワシントン会議で扱うとするアメリカが対立したからである。このため、単独開催となったワシントン会議に向かうにあたって、イギリス代表団の協議への見通しはそれほど明るいものではなかった。しかしそれでも、もし協議が成功に終わるのであれば、それは日英同盟の最期を意味するとわかった上で、イギリス代表団は大西洋を渡ったのである。⁽⁴⁶⁾

よって、イギリスに残された問題は、ワシントン会議における日本の行動であった。同盟廃棄に抵抗する。ことはもちろん、海軍問題や中国問題でアメリカや中国と対立し、会議を破壊しかねなかったからである。もちろん、これはイギリスにとって好ましくない状況である。しかし、こうした状況でこそ、日英同盟には「危険」としての価値が出てくる。このため、ワシントン会議の招請でアメリカの国際関与が回復し始めても、その成功を確信できるまでは、イギリスが同盟の廃棄を決定することはできなかったのである。

(2) 日本にとっての転機——勢力圏外交秩序の解体

日本の行動に対するワシントン会議直前のイギリスの不安は、杞憂に終わった。日本代表団は三国協定案にまったく抵抗しなかった。それどころかイギリスとの直接交渉では、日本の第一希望は同盟の継続だが、協議

の結果「どのような協定が日英同盟に取って代わるようになる」とも、これまでと同様、イギリスとの親密な友好関係を維持したいと、日本の方から伝えてきたのである。⁽⁴⁷⁾さらに、国際情勢が悪化した場合には、調印国が個別に軍事同盟を締結できるとする条項が、イギリスの原案にはあった。⁽⁴⁸⁾この事実上の「日英同盟復活条項」についても、日本全権の一人である幣原喜重郎駐米大使が、アメリカの反対を予想して自ら削除したエピソードが有名である。⁽⁴⁹⁾

こうした諦めがよすぎるように映る日本の行動の背景にあったのは、アングロ・サクソンたる英米の連携に対する諦観だったのだろうか。筆者の理解はそうではない。

大帝国であるがゆえに大戦後の東アジアで脆弱な立場に陥ったイギリスは、同盟の廃棄にあたって、それに代わるアメリカの国際関与を求めた。一九二一年六月のヒューズ国務長官の三国協定への賛同から、同年一月のワシントン会議に至る国際政治の展開の中で、イギリスは徐々に自らが同盟廃棄の代償として求めるものを受けとっていった。それに対して、日本が同盟廃棄の代償を受けとったのは、もっと早い。

日本にとつての同盟廃棄の代償も、アメリカの国際関与がもたらしたものであった。その理念も、連盟と共通している。しかし直接的には、アメリカの連盟加盟の是非と関係なく、実現したものであった。

すでに述べたように、日本は、直接の帝国防衛にアメリカの国際関与も日英同盟も不可欠とは考えなかった。前者について言えば、アメリカの政治理念から言って、日本はそのような協力は望めない。後者について言えば、すでに軍事同盟としては空洞化していたことと、日本に有利な勢力分布の変化によって、同盟に頼る必要はなかったのである。

しかし、大戦終結時の東アジアの国際環境に日本が満足していたわけではない。第一に、大戦中の拡張政策

があだとなって、日米関係は悪化していた。いくら大戦を経て国力を伸張させたとはいえ、摩擦のもっと少ないアメリカとの協調関係を日本外交は志向していたのである。それは、アメリカが持つ中国に対する影響力や、日本にとっての経済上の重要性を考えれば、当然の判断であつたらう。

第二に、中国との関係を見ても、対華二十一条要求も西原借款も「日支親善」を掲げながら、逆の効果を發揮した。たしかに、南滿洲權益の租借期限の延長と滿蒙における一般的な投資優先権の獲得という成果はあつた。しかし集めた国際的な非難と日中関係の悪化を考えれば、費用対効果が悪すぎたのである。とくに二十一条要求への反省と陸軍主導の大陸政策への対抗を理由に武断的な対中政策の軌道修正を試みていた外務省と、大戦終結前後からワシントン会議直前にかけて首相を務めた原敬の評価は、まさにこの通りであつた。

以上のことから、大戦後の日本は、自国に有利な勢力分布に恵まれながら、軍事力を背景とした勢力の扶植策を基本的に放棄した。それに代えて、アメリカが掲げる勢力均衡の克服と両立する形で、新たな対中發展策を摸索する。この点で言えば、大戦中の強引な拡張策の延長線上に、戦後日本の対外行動を予想していたイギリス外交の「瓶のフタ」論は、同盟国に対する不正確な理解を前提にしていたのである。

もつとも、対米協調を主とする日本外交の新方針は、イギリスの利益と衝突するコースを選んでいった。それは、大戦中からアメリカが提唱していた中国における勢力範囲の撤廃に賛同し、他の大国との間で排他的な特殊利益を相互尊重する外交を放棄することである。そうなれば、日本が従来勢力範囲としてきた南滿洲とは比較にならない豊かさを持つ、イギリスやフランスの勢力範囲の開放が実現し、日本の投資や企業活動の余地は大いに広がるだろう。同時に、こうした動きを米中も歓迎し、両国との関係も改善すると期待できた。もちろん、だからと言って、日英同盟を進んで廃棄する理由にはならない。とはいえ、アメリカの新理念に適合した

形で、イギリスの経済的な利益に日本は挑戦する腹づもりだったのである。

こうした新たな外交方針を実施に移す契機は、日英同盟の存廃問題が顕在化する一九二二年よりも早く訪れた。一九一八年夏にウィルソン率いる米民主党政権が英仏日に提起し、一九二〇年五月まで続いた対華新四国借款団交渉である。この交渉の経緯と意義も、すでにいくつかの論考として発表しているので、詳細は繰り返さない。⁽⁵⁰⁾ この交渉で日本は満蒙を含めて、勢力範囲の基盤となる一般的な投資優先権の放棄に同意する。同時に、英仏も投資優先権の放棄に同意した。提唱者のアメリカはもとからこの種の権利を持たず、こうして中国をめぐる勢力圏外交の基本ルール（制度）が解体されたのである。直前のロシア帝国の崩壊とドイツの敗北が、この成果を容易にしたのは言うまでもない。

それでも、南満洲の租借地や満鉄など、有形の特殊権益は日本の手に残された。欧州大国にとっても同様である。しかし、勢力圏外交の遺産であるこれら権益を守るのは、（自国の軍事力を別とすれば）今後は同盟政治ではなく、ワシントン会議で当事者の中国も調印した新しい多国間協定（九国条約など）と、連盟下の国際法であると日本の外交当局者は考えていた。⁽⁵¹⁾

このように日本は、防衛上だけでなく、対米・対中政策でも、さらに経済的な関心から言っても、勢力均衡を旨とする同盟政治からの脱却をワシントン会議に先駆けて実現していた。もちろん、わずか一年後には満洲事変が勃発しているのであり、大戦直後の新方針への転換がどこまで賢明な判断であったのかは、別の問題である。⁽⁵²⁾ しかし、ここで重要なのは、ワシントン会議で日本代表団が同盟の廃棄を受け入れた理由が、英米の優勢に対する大勢順応ではなく、ヨーロッパ優位の国際秩序を改めようとするアメリカに呼応する新方針であったことなのである。

おわりに

本稿で論じたように、日英同盟の終焉は、第一次大戦が作り出した①勢力分布の変化——とくに日英共通の脅威の消滅と、②勢力均衡から集団安全保障への規範の変化の両方から、強い影響を受けた。しかし、本稿の議論から明らかなのは、この二つの変化をくぐり抜けて、国際連盟の集団安全保障と共存する形で、日英同盟が存続する可能性も十分にあったということである。

よって、日英同盟の終焉を決定的にする役割を果たしたのは、国際システムの変化ではなく、アメリカという個別の国家の行動である。しかしそれは、日英が望んだ同盟継続に反対したという意味だけではない。たしかにアメリカの反対は、大戦後も継続が当然視されていた日英同盟の廃棄問題を「作り出した」という意味で重要である。しかし、それだけで同盟が廃棄されなかったことは、イギリス外交のディレンマの検証を通じて明らかである。連盟に加わらずとも、同盟とは異なる安全保障協力の枠組をワシントン会議で実現しようと努力したことで、自らの外交理念にも利益にも反すると判断した日英同盟の終焉を、アメリカはようやく実現したのである。

もう一つ、日英同盟の廃棄過程でアメリカが果たした役割として注目すべきは、その新国際秩序構想に呼応した日本外交の勢力圏外交からの脱却である。ワシントン会議だけを見ると、アメリカの国際関与の回復によるイギリスのディレンマの解消だけで、日英同盟は廃棄されたように映る。だが実際には、日本の同盟廃棄への抵抗は、勢力分布の変化と規範の変化に加えて、米民主党政権の主導による中国をめぐる勢力圏外交秩序の

解体によって、一九二〇年には取り除かれていたのである。

以上の同盟への反対と、大規模な軍縮会議を通じた国際関与の回復、そして勢力圏外交秩序の解体という、アメリカが果たした三つの役割を見れば、日英同盟の終焉が東アジアにおける一九世紀型の大国間政治の終焉を象徴しているのは間違いない。ただし、現実とは反対に同盟が継続したとしても、それだけで旧来型の大国間政治の継続と言えたかは疑問である。

まず、日英同盟は軍事同盟としては相当に空洞化していた。そして、その他の大国間同盟も——公式・非公式を問わず、ヨーロッパでも東アジアでも——同時期に軒並み失われたのである。このように弱体化し孤立した同盟に、大戦で大きく傷ついた旧来の勢力圏外交秩序を再生産する力があつたとは思えない。その証拠に、日本は同盟の存廃を見る前に、アメリカ主導の勢力圏外交秩序の解体に呼応したのである。

だが、そうした同盟の存廃に、世界最大の帝国が最後まで苦しんだ事実も軽視すべきではない。それは、もちろんイギリス帝国の絶対的な弱さの表れではなかった。大帝国であるがゆえに、イギリスは旧秩序の喪失に苦しみ、新しい時代の不確実性を少しでも減らすため、大戦前から続く「最後の同盟」にもう一度頼ろうとしたのである。

よって、もし日英同盟の更新が実現したとしても、それだけでは旧秩序の再生にはならなかっただろうし、もっと言えば、戦間期の国際秩序の破綻を回避する力となったかも不透明である。最も楽観的なシナリオを記せば、連盟規約との整合性を明記した最初の大国間同盟となり、実際には第二次大戦後に一般化する、集団安全保障と集団防衛のハイブリッド型の国際安全保障の有効性を、前倒しして示せたかもしれない。同時に、ワシントン会議後に不安定となった中国情勢をコントロールするために、日英だけでも勢力圏外交に回帰する基

盤となっただろうか。⁽⁵³⁾

しかしそれでも、最大のパワーであるアメリカは、第二次大戦以降とは違い、集団安全保障にも集団防衛にも加わらない。大恐慌の教訓を知らない国際経済も不安定である。さらに、主要国のうちドイツ、イタリア、日本が民主化途上にあり、いずれもが自由民主政の定着に失敗した。とくにワイマル共和国と日本の政党政治の崩壊は、第二次大戦の始点となった。こうした問題のうち、満洲事変に起因する日本の政党政治の崩壊は、日英同盟が継続していれば、あるいは防げたか、先延ばしできただろうか。

とはいえ、ここで問うべきは個別の「歴史の if」ではない。本稿の議論で明らかのように、東アジアに限定したとしても、戦間期の国際政治や国際秩序が抱えた多数の問題を、日英同盟の廃棄や、それを実現したワシントン会議のみに還元して論じることにはできないからである。むしろ日英同盟の終焉過程の検討が重要であるのは、大戦を契機に国際政治の複数の条件が同時に変化したことと、それが日米英という主要な大国にどのような圧力として作用し、その対外政策をどう変えた上で、今度は国際政治にいかにも再帰したかを確認できる点にある。

同時にこうした検討は、戦間期の前半と後半、第二次大戦期、さらに冷戦期およびその後と、各時代の同盟政治が共通点を持ちながら、どのような点で不可逆な変化を経験して現代にいたるのかを、判断するための材料になるだろう。もちろん、第一次大戦に始まる現代国際関係史の中の同盟の役割を把握するためには、日英同盟の終焉を検討するだけでは不足である。しかし、「長い一九世紀」の最後の大国間同盟である日英同盟が、どのような理由で、いかにして終わったのかを知ることが、私たちの同盟理解に欠かせないのである。

〔謝辞〕本稿の草稿に対して、山口航、谷一巳、小南有紀の各氏から懇切丁寧なコメントを得ました。また第一次大戦期の英仏の同盟関係については、同じく谷氏と小南氏から助言を得ました。もちろん、本稿に含まれるすべての過誤の責任は筆者にあります。本研究は、JSPS科研費19K01499、16K13346、26780106の助成を受けたものです。あわせて深く感謝いたします。

注

- (1) 中谷直司「強いアメリカと弱いアメリカの狭間で」千倉書房、二〇一六年、第六章（初出は、中谷直司「同盟はなぜ失われたのか」『国際政治』一八〇号、二〇一五年）。日英同盟の廃棄をめぐる主要な先行研究のレビューも、同章を参照されたい。
- (2) 第一―三回の日英同盟協約は、外務省編『日本外交年表並主要文書』上、原書房、一九六五年所収のものを参照。
- (3) こうした視点は、とくにスナイダー (Glenn H. Snyder) が定式化した同盟のディレンマの考え方に基づく。Glenn H. Snyder, “The Security Dilemma in Alliance Politics,” *World Politics* 36, no. 4 (July 1984), pp. 461–495. 第一回日英同盟の締結時も、両国（とくに日本世論）は、相手が関与する紛争への巻き込まれを恐れていた（だからこそ、弱い同盟としてスタートしたとも言える）。以上の点については、片山慶隆『日露戦争と新聞』講談社選書メチエ、二〇〇九年が極めて示唆的である。
- (4) それ以前は、複数の国際政治が並存していたと言えそうだが、ヨーロッパ以外の国際政治は、国際政治学ではあまり検討対象にならない。近年の国際政治学では、こうした近代ヨーロッパ史にもつばら注目する傾向に変化が見られる。ただし、同盟政治をはじめ、国際政治の基本的な理解を変えるほどのインパクトはまだ無いように思える。こうした新しい研究潮流の意義と問題点については、大賀哲「書評：アマタヴ・アチャリヤ／バリー・ブサン編著『非西洋の国際関係論』ロビー・シリム編著『国際関係と非西洋の思惟』」『政治研究』六〇号、二〇一三年三月も参照。

- (5) E・J・ホブズボーム(野口建彦、野口照子訳)『帝国の時代』1・2、みすず書房、一九九三・九八年。
- (6) 日英同盟の衰退を政治・経済的な条件から論じた代表的な著作として、Ian H. Nish, *Alliance in Decline* (London: The Athlon Press and University of London, 1972)。あわせて、久保田裕次『対中借款の政治経済史』名古屋大学出版会、二〇一六年と塚本英樹『日本外交と対中国借款問題』法政大学出版局、二〇二一年は、日英同盟期の日本の対中借款政策を論じた最新の成果で、イギリスの利益との競合についてよくわかる。
- (7) こうした議論は、実務家・研究者を問わずになされている。ここでは、元外交官による印象的な論評として、岡崎久彦『幣原喜重郎とその時代』PHP研究所、二〇〇〇年、第八章を挙げておく(本稿で参照したのはKindle版)。戦前期日本の同盟形成のパターンを国際政治理論の枠組から分析した研究として、土山實男『安全保障の国際政治学 第二版』有斐閣、二〇一四年、第九・一〇章と川崎剛『社会科学としての日本外交研究』ミネルヴァ書房、二〇一五年、第五章も参照。
- (8) 小林道彦『日本の大陸政策一八九五―一九一四』南窓社、一九九六年、一四一―一五五、二六六―二七四頁および黒野耐『大日本帝国の生存戦略』講談社選書メチエ、二〇〇四年、とくに第四章以降。ただし、第二回日英同盟協約の交渉時からイギリス側は対米適用除外を明言しており、いきなりの態度変化だったわけではない。黒野『大日本帝国の生存戦略』第四章第二節「英国の国防と対米不戦」。
- (9) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上、四九五―四九八頁(名詞を除くカタカナをひらがなに直し、漢字を新字体に直したり開いたりした上で、現代仮名遣いを用い、読点を補った。以下同じ)。
- (10) 日英同盟協約による自動参戦義務が生じるのは、挑発によらず日英のどちらかが攻撃を受けた場合である。よって、敵国はすでに連盟規約を破っているか、連盟の仲裁や制裁のいずれもが事態の收拾に失敗した状態であろう。あわせて注(42)の後半の記述も参照。
- (11) 同時に、一九二一年夏の帝国会議でのインド代表の発言を踏まえると、インドは対象地域から除外されただろう。

さらに、中国に関する両国の「特殊利益の防護」も、同盟の目的から削除されたかもしれない。

- (12) Stephen Walt, "Why Alliances Endure or Collapse," *Survival* 39, no. 1 (March 1997): 157. スティーヴン・ウォルト (今井宏平、溝渕正季訳) 『同盟の起源』ミネルヴァ書房、二〇二一年、第一章も参照。公式とは条約化されている。非公式とは条約化されていない(単一の同盟協約を持たない) ぐらいの意味である。前者の代表例は日英同盟やNA TO (北大西洋条約機構) であり、後者の代表例であれば第二次大戦から現在に続く米英同盟や第二次大戦中の米英・ソ同盟、現在の米・イスラエル同盟である。
- (13) Douglas M. Glibler, *International Military Alliances, 1648-2008* SAGE Publications (Kindle ver.), pp. 242-244, 248-249 (cited hereafter as Glibler, *MA*).
- (14) Glibler, *MA*, pp. 249-251. 残りの二つは、連盟発足に合わせて成立した一九二〇年のベルギーとの安全保障協定と、同じく連盟を前提に、ソビエトロシアへの対抗を目的に結ばれた一九二二年のポーランドとの政治協定。
- (15) Glibler, *MA*, pp. 234, 250.
- (16) *Ibid.*, p. 233.
- (17) もっとも連盟下で大国間同盟が実現しなかった原因として、アメリカの連盟不参加と、それを受けてヨーロッパ大陸への関与の度合いを後退させたイギリスの選択も重要であった。その過程を活写した研究として、大久保明「大陸関与と離脱の狭間で」名古屋大学出版会、二〇一八年。同書によれば、アメリカの連盟不参加で英仏間の対独保障条約の発効が困難となった後も、英仏間の同盟交渉は少なくとも二度行われたが、いずれも実を結ばなかった(第四章、第五章)。対独保障条約については、注(25)を参照。
- (18) 英仏協商(友好的な相互了解)については、植民地の分割や勢力範囲を確認した帝国主義的な取り決めに除けば、おそらく現在も「有効」ではある。なお、英仏協商が複数の協定からなっていたためか、あるいは安全保障の規定を明示的に持たなかったためか、Glibler, *MA* は収録していない(一九〇七年の英露協商や、独立した協定を持たない

英仏露の「三国協商」も未収録)。勢力範囲の相互承認が主たる内容だった第三次までの日露協約も、未収録である。

(19) Gihler, *IM4*, p. 233.

(20) *Ibid.*, p. 263.

(21) Gihler, *IM4* は、広い意味での安全保障協力の条約集としてすこぶる便利である。たとえば、不可侵条約や仲裁条約、中立条約など、かなり広い定義で「同盟」が網羅されている。そこで、筆者もタイプⅡの中の不可侵条約までは対象を広げて、もう少し戦間期の同盟形成のパターンを素描してみよう。なぜなら、特定の国・勢力への対抗や牽制が背景にある場合には、不可侵条約は相当に「きな臭い」協定で、国際政治の不安定さを推測するのに便利だからである。

以上の観点から、Gihler, *IM4* を戦間期に絞って確認すると、ワシントン条約(四国条約。ただしタイプⅢである)やロカルノ条約などの多国間条約以外では、大国間のそれは一九三二年の仏ソ不可侵条約が最初で、ついで一九三五年のソ連・イタリアの不可侵条約が続く(なお、ロカルノ条約にも相互不可侵の条項はあった。しかし、特定の勢力への対抗を目的としなかった——もしくは潜在的な脅威を調印国に含んでいた)ので、それほど「きな臭い」条約ではない)。本稿本文で連盟下の代表的な同盟として紹介した、一九二五年のフランス中心の相互援助条約と同様の大国間協定となると、その最初の例は、ドイツの再軍備への対抗を目的に調印された、一九三五年の仏ソ相互援助条約である。これに対してドイツはロカルノ条約の破棄を宣言し、同条約とその前提である一九一九年のヴェルサイユ条約(連盟規約を含む対独講和条約)が非武装地帯とするラインラントに進駐した。

こうして見ると、連盟の権威の失墜にあわせる形で、同盟の「冬の時代」は終わりを迎えたのである。もちろん、連盟が各国の同盟を不要にしていたというよりも、大戦の勝敗が作り出した、国際政治の安定による脅威の不在も大きかったのだろう。

しかしそれでも、大国間の明示的な軍事同盟の締結は、一九三九年五月の独伊同盟(鉄鋼条約)が最初である(日

独伊の三国同盟は翌年九月)。Gibler, *IMA* がリストに含まない「非公式の同盟」(＝単体の条約を持たない軍事同盟)の代表例は第二次大戦中からいまに続く米英同盟)であれば、三国同盟よりも一年だけ早く、一九三九年九月の第二次大戦の勃発で、英仏が再び同盟関係になった(もう少し早くても、一九三八年九月のミュンヘン合意が破綻した後である)。

このように、一九三〇年代に国際政治の不安定さが増し、主要大国にとつての脅威が増加する中でも、同盟の組み合わせの自由度は回復しなかったというべきである。その原因は、本文で指摘したように、同盟形成の軸(裏返して言えば、戦争を意識するような政治対立の軸)が、政治体制やイデオロギーによってかなりの程度規定されたからと考えられる。

同盟の「冬の時代」に、イギリスがとくにヨーロッパでどのように国際秩序を安定させようとしたかに関しては、藤山一樹『イギリスの対独「宥和」一九二四―一九三〇年』慶應義塾大学出版会、二〇一九年が最新の優れた成果。

- (22) 一九〇四年に成立した英仏協定は、一つの協定と二つの共同宣言からなった。このためか、先述の通り Gibler, *IMA* に記載がない。その成立過程と意義に関する最新の研究は、谷一巳『帝国とヨーロッパのあいだで』勁草書房、二〇二一年、第三章。

- (23) もう少し早く、一九〇六年の英仏間の軍事協議の開始や、あるいは一九二二年の英仏の海軍協定で事実上の同盟関係となったと考えることもできる。Murel E. Chamberlain, *Pax Britannica? (London: Longman, 1988)*, pp. 172-173. ただし、少なくとも後者の協定は、第一次大戦の休戦協定で終了している。Gibler, *IMA*, p. 226. 軍事協議開始の経緯、およびイギリスの第一次大戦への参戦で海軍協定が果たした役割については、谷『帝国とヨーロッパのあいだで』第五章と終章、とくに三〇一―三〇九、三二五―三二六頁。

- (24) 大久保『大陸関与と離脱の狭間で』第三章以下。

- (25) 米仏・英仏間の独保障条約は「挑発によらない」ドイツの対仏侵略に備える協定で、調印までの経緯とその内容

は、大久保『大陸関与と離脱の狭間で』第二章、とくに二三四―一五七頁が詳しい。英仏間の保障条約の発効は、同内容の米仏間の保障条約の批准を条件としていた。「イギリスが単独でフランスを保障するリスクを回避した」ためである。そして、米仏間の保障条約はヴェルサイユ条約と同じく米上院の批准承認を得られず、英仏保障条約も未発効に終わったのである。同右、一五七、一九八―二〇二頁。本稿の議論も踏まえてさらに考えれば、アメリカの国際関与の不足は、ヨーロッパではイギリスに新同盟からの離脱を促し、それに対して東アジアでは既存の同盟の再評価を強いたとも言えそうである。

(26) より詳しい直接引用は、中谷「強いアメリカと弱いアメリカの狭間で」四〇七頁の注(22)。

(27) 少なくともイギリス側の日英同盟存廃に関する記録を見る限り、東アジアにおける英仏同盟は、可能性としても検討された様子はない。同時に、ヨーロッパにおける英仏同盟は、考慮はされたものの、危険な同盟として積極的に追求されなかった。後者については、大久保『大陸関与と離脱の狭間で』第四章。なお、後者を避けるために、前者も考慮とするようなリンケージが意識されていたのかは不明である。

(28) イギリスの極東政策におけるシンガポール海軍基地の位置づけと、その現状については山本文史『日英開戦への道』中央公論新社、二〇一六年が詳しい。同書三三頁によれば、一九三二年でも基地は「単なる工事現場であった」。

(29) 英政府内の軍事政策の策定に責任を負い、主要閣僚を中核メンバーとする帝国防衛委員会での発言。Minutes of the 134th Meeting, December 14, 1920, Committee of Imperial Defence, CAB 2/3, Cabinet Papers.

(30) 第三回の日英同盟協約は、日本の希望もあり、アメリカを名指しするのではなく、「締約国の一方と総括的仲裁裁判条約を締結した国」に対しては、その締約国は交戦義務を負わないとの第四条で、対米適用除外を実現しようとした。当時の英米間ではこの条約が成立しそうで、それを利用して日本の対面を保とうとしたのである。くわしくは、千葉功『旧外交の形成』勁草書房、二〇〇八年、二一九―二二五頁（第三回日英同盟協約の成立について）と四三四頁（総括的仲裁裁判条約について）。もっとも、条約の調印は無事に済んだものの、米上院が批准承認を否決し発効

しなかった。その後一九一四年に英米間でもっと限定的な調停条約が成立した。その際にイギリス政府は、「この条約は実質的には総括的仲裁裁判条約と同等のもの」であるから、第四条が適用されるとの自国の理解を日本側に伝えた（こうしたこともあり、日本が対米戦での適用除外を当然視していたことも本文で見た）。以上の経緯は、一九二一年の帝国会議でカーゾンが参加者に説明した内容。Imperial Meetings, vol. 1, E-8, Cabinet Papers, the National Archives of the UK. しかしこうした難解な法律論は、一般的に言って、結論が決まった政治的な主張にはあまり効果を發揮できず、当時の建艦問題でもそうだったようである。

(31) 最新の評伝での描写は、清水唯一朗『原敬』中公新書、二〇二一年、第六章。

(32) たとえば、注(29)に典拠を記したロイド・ジョージの発言。

(33) 同盟形成における「脅威」の重要性については、ウォルト『同盟の起源』。

(34) 原奎一郎編『原敬日記』第五巻、福村出版、一九八一年、一九一九年六月一〇日。「帝国ニ於テ今回ノ国際連盟案ニ賛同スルニ先立ち国際連盟ノ本旨タル永久平和確立ノ見地ヨリ此ノ機会ニ於テ主張附加シ又ハ留意スベキ主タル事項」日付不明「支那政見雑纂」第三巻、外務省記録1-12-77／アジア歴史資料センター Ref. B03030278700。

(35) この点をとくに強調する研究はNish, *Alliance in Decline* と麻田貞雄『両大戦間の日米関係』東京大学出版会、一九九二年、第三章。

(36) イギリス側でも同様の議論がなされている。「もう一つ重要な論点がある。日英同盟の締結・存在は、英国が望む人種的な偏見の除去・消滅に貢献してきた。このことは、同盟の更新を我々が考慮した際に、我々が評価し、そしてここに集まった自治領諸国もそう考えることだ。我々が日本を対等に扱ったことは、有色人種に自尊の感情を抱かせることにつながった。もし同盟をここで廃棄すれば、国際的なより広い意味の価値を持つ資産を一つ、われわれは失うことになる」。一九二二年の帝国会議（六月二八日の第八回会合）でのカーゾン外相の発言。Imperial Meetings, vol.

1, E-8, Cabinet Papers, the National Archives of the UK.

- (37) 「日英同盟協約更新ニ関スル意見書」(大正十年三月十八日局長へ提出) 一九二二年三月一八日、外務省編『日本外交文書』大正一〇年第三冊下巻、外務省、一九七五年、八二六文書。
- (38) Curzon to Alston (Peking), July 8, 1921 and Curzon to Eliot (Tokyo), July 8 1921, Rohan Butler and J. P. T. Bury, eds., assisted by M. E. Lambert, *Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, First Series*, vol. XIV (London: Her Majesty's Office, 1966), No. 327. よって、とくに対華二十一カ条要求が、日英の同盟関係に大きなダメージを与えたのは間違いない。最新の研究の評価としては、奈良岡聰智『対華二十一カ条要求とは何だったのか』名古屋大学出版会、二〇一五年、とくに三二五―三二七、三三四頁。
- (39) 引用部分の「ような曖昧な説明をしたと思われる」というのは、詳細な内容は日本大使の林権助への打診の通りと記録されているためである。よって、直接引用は日本大使の林権助との会談記録から。Curzon to Eliot (Tokyo), July 8 1921, *ibid.*, No. 328.
- (40) 中谷『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』二六九頁。大戦中の日英の軍事協力に関するまとまった研究は、平間洋一『第一次世界大戦と日本海軍』慶應義塾大学出版会、一九九八年。また、地中海派遣に参加した海軍士官の印象的な回顧録として、片岡覚太郎(C・W・ニコル編)『日本海軍地中海遠征記』河出書房新社、二〇〇一年(底本は片岡覚太郎『平和の海より死の海へ』博文館、一九二一年)。
- (41) *Imperial Meetings*, vol. 1, F-8, Cabinet Papers.
- (42) このようなアイデア自体は大戦前からあり、誰が最初の発案者であるかを特定することは難しい。たとえば一九一一年の改定時にも、日本が英米間の総括的仲裁裁判条約に加盟する案をイギリスは打診している。千葉『旧外交の形成』二二〇頁。「帝国防衛」の視角から、バルフォアの極東政策構想を包括的に論じた研究として、Takeshi Sugawara, "A Matter of Imperial Defence: Arthur Balfour and the Anglo-Japanese Alliance, 1894-1923," Ph.D. diss., University of East Anglia, 2014.

なお、以上の発言にあわせてバルフォアは、「中欧新興諸国の地域的な安全保障の取り決め」を認めるために、チェコスロヴァキアが提示している連盟規約の修正案を紹介している。「これは日英同盟と連盟規約を一致させるためのモデルケース」になるのではないかと、その意義をバルフォアは説明した。結局、連盟規約の修正はその後実現しなかった。しかし、「地域的な安全保障の取り決め」に関しては、チェコスロヴァキアとルーマニアの協商が一九二二年四月にすでに成立しており、同年七月調印のルーマニア・ユーゴスラビア間の協商とあわせて、「小協商」と総称された。そして、これら新興諸国は連盟の熱心な支持者でもあった（広瀬佳一『ヨーロッパ分断一九四三——大國の思惑、小國の構想』中公新書、一八一—一九頁。Gibler *IMJ*, pp. 239-240も参照）。よってバルフォアが提案するように、連盟と日英同盟が共存する道も十分にあったと言えよう。そうなれば、今度は第四次日英同盟が新しい大國間同盟のモデルケースとなったかもしれない。同時にこうした発言からも、バルフォアの個人的な希望は、ワシントン会議で実現した四國条約による日英同盟の置き換えではなく、日英同盟の精神的な核を残した上で、それを多國間協定に拡張することだったと推測できる。

(43) 中谷『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』第六章、とくに二七二—二七四頁。

(44) 同右、二七三頁。

(45) なお日本は、この英外務省の法律顧問が示した法解釈を認めていなかった。その内容と、ロイド・ジョージの主導で法解釈が変更された経緯については、同右、二七四—二七五頁。またこの法解釈が前提とした、一九二〇年七月の日英の連盟に対する共同通告については、同右、二七〇—二七一頁。

(46) 同右終章、とくに三一五—三一六頁。

(47) Balfour to Lloyd George, Washington, 24 November 1921, *DBFP*, vol. 14, 598-509, Enclosure I in No. 449. Elliot to Curzon, 15 October 1921, *ibid.*, No. 397も参照。詳しく経緯は、中谷『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』第六章、とくに二七九—二八〇頁。

- (48) この条項を挿入したイギリス側の意図ははっきりしない。まずは、三国協定案の推進者であると同時に、日英同盟の熱心な擁護者であったバルフォアの本来の希望が反映されたのだろう。だが同時にバルフォアは、「同盟国の感情を傷つけずに現行の日英同盟を終わらせる」と本国に書き送っている。Balfour to Lloyd George, 11 November 1921, *DBFP*, vol. 14, No. 415. このため、最終的にはアメリカの要求で削除されることを予測しながら、日本への気遣いで原案に盛り込んだのかもしれない。
- (49) 最新の評伝での描写は、種福秀司『幣原喜重郎』吉川弘文館、二〇二一年、五〇―六八頁と、熊本史雄『幣原喜重郎』中公新書、二〇二一年、第三章。
- (50) 中谷『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』第四・五章。中谷直司『東アジア』『新外交』の始動」伊藤之雄、中西寛編『日本政治史の中のリーダーたち』京都大学学術出版会、二〇一八年。
- (51) 中谷直司「東アジア国際秩序の変動と日中の対応」波多野澄雄、中村元哉編『日中戦争はなぜ起きたのか』中央公論新社、二〇一八年。中谷直司「満洲事変とワシントン体制」瀧口剛編『近現代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会、二〇二〇年。中谷直司「日本外交による満洲事変正当化の論理」片山慶隆編『アジア・太平洋戦争と日本の対外危機』ミネルヴァ書房、二〇二一年。連盟への態度については、注(34)(37)の資料も参照。
- (52) こうした観点からの優れた総説的研究として、筒井清忠『満洲事変はなぜ起きたのか』中公選書、二〇一五年。
- (53) 岡崎『幣原喜重郎とその時代』第八章はこのような観点から、日英同盟の喪失を惜んでいる。少なくとも日英同盟がない状態で、勢力圏外交が機能しなかったのは確かである。中谷「満洲事変とワシントン体制」および中谷「日本外交による満洲事変正当化の論理」。